

矛盾するレポ差額非課税の論理

中島 将隆

1 「レポ差額は貸付金の利子である」——平成二一年度の税制改正——

(1) 平成二一年度のレポ差額に関する税制改正

非居住者の受け取るレポ差額については、これまで、所得税法上では明確な定めが無かった。そこで、平成二一年二月一九日、財務省は「平成二一年度税制改正の大綱」を発表し、「国内において業務を行う者との間で行う債券現先取引で当該業務に係わるものから生ずる所得は、国内源泉所得である『国内において業務を行う者に対する貸付金で当該業務に係わるものの利子』に含まれることとする」とされた(ゴチックは引用者)。財務省の大綱は、平成二一年一月二三日に閣議で「平成二一年度税制改正の要綱」として決定され、同日に国会に提出された。そして、平成二一年三月二七日、「所得税法等の一部を改正する法律」が国会で成立し、四月一日から施行されることになった。

国会で成立した法律では、レポ差額の扱いについて「六 国際課税 (4) 外国金融機関等の債券現先取引に係わる利子の課税の特例等について、所要の規定の整備を行うこととする。(租税特別措置法第七条、第四条の二、第六七条の一「関係」とだけ定めている。この点を具体的に説明した文書が財務省主税局の「平成二一年度税制改正の解説」である。この解説は、Web上で最新版が公開された。解説の「国際課税関係の改正」の項目では、改正の内容を具体的に述べているので引用してみる。

改正前「債券現先取引から生ずる差益のうち債券の買い手である非居住者又は外国法人が受け取る差益については、債券現先取引の経済的実質から、国内源泉所得のうち国内において業務を行う者に対する貸付金で当該業務に係わるもの利子（所法161六、法法138六）として取り扱われ、その支払の際二〇%の税率で源泉徴収が行われます（所法212、213②）」『平成二一年度税制改正の解説』四七二頁　ゴチックは引用者

改正の概要「債券現先取引から生ずる差益のうち債券の買い手が受け取るものについては貸付金の利子として取り扱われますが、所得税法及び法人税法においてはその取り扱いについて具体的な規定がありませんでした。そこで、その取り扱いの明確化の観点から、債券現先取引から生ずる差益のうち債券の買い手が受け取る差益については、国内源泉所得のうち国内において業務を行う者に対する貸付金で当該業務に係わるもの利子に含まれることが明記されました（所法161六、法法138六）」同上　四七二～四七三頁　ゴチックは引用者

この解説では、改正前からもレポ差額は貸付金の利子として扱われてきたこと、改正はこれまでレポ差額の性質について明確に記述されていなかったため、所得税法161条六で、レポ収益は貸付金の利子として明記する、とされている。

（2）裁判所の判断と異なる税制改正

今回のレポ差額に係わる税制の改正、そして、財務省主税局の解説は、平成二〇年一〇月に確定した裁判所の判断と全く異なるものである。

レポ差額に係わる条文は、非居住者及び法人の納税義務を定めた所得税法第161条六で、次のように定めている。

「(国内源泉所得) 第161条六 国内において業務を行う者に対する貸付金(これに準ずるものを含む)で当該業務に係わる利子(政令で定める利子を除く)」。

レポ差額が第161条六に該当するか否か、レポ差額は貸付金の利子に該当するか否か、この点を巡って、住友信託銀行と国・課税庁との間で、長らくの間、裁判論争が行われた。主たる論争点は、住友信託銀行は「レポ差額は所得税法第161条六の貸付金の利子に該当しない」と主張するのに対し、国・国税庁の主張は「貸付金の利子に相当する」というものである。

裁判は平成一七年三月から始まり、平成二〇年一〇月まで長期にわたって熱い論争が展開された。そして、地方裁判所、高等裁判所の判決は、いずれも住友信託銀行の勝訴で終わった。国・課税庁は最高裁へ上告受理申立てを行ったが、最高裁は全員一致で上告審として受理しないと結論し、レポ差額は貸付金の利子ではない、と司法判断が確定したのである。

長期にわたる論争の結果、司法判断が確定したのだが、今年度の税制改革と主税局の解説は、裁判所の判断とは全く異なるものである。主税局の解説には但し書きがあり、「平成二二年度税制改正の解説については、文中、意見等にわたる部分は筆者の個人的見解であることを予めお断りしておきたい」と記されている。しかし、全体の流れから見ると、個人的見解ではなく公的見解と思われる。

なぜ、このような扱いの相違が生じてくるのだろうか。その理由は全く不明である。これまでの経緯を振り返ると、その理由を解き明かす糸口が見つかるかもしれない。以下では、こうした期待をこめて、これまでの経緯を辿ってみることにする。

2 レポ差額に対する課税庁の扱いの変化

(1) 新現先市場の創設とレポ差額に対する課税方針

振り返ってみると、レポ差額に対する課税が問題になってきたのは、新現先市場が創設されてからのことである。新現先市場は、平成一三年四月、国際標準のレポ市場として創設された。これまで日本では、国際標準である売買形式のレポ市場を創設することが不可能であった。現先取引には有価証券取引税が課税されていたからである。平成八年四月に創設された日本版レポ市場は、有価証券取引税を回避するため貸借形式のレポ市場であり、売買形式による国際標準のレポ市場創設は、日本の金融証券界の長年の課題であった。

有価証券取引税の廃止によって新現先市場が創設されたが、全く新しい市場が創設されたのではない。新現先市場は、従来から存在した現先市場を再編成したもので、旧現先取引にはないリスクコントロール条項や一括清算条項等が新たに設けられ、基本契約書は国際標準のレポ契約書に基づいて作成されている。新たな条項が追加されたとはいえ、経済機能に本質的な変化はない。

平成一三年一月、主税局は突然、非居住者の受け取るレポ差額に対する課税方針を打ち出した。新現先取引は資金取引であり、所得税法第161条六に該当する、というものである。旧現先については、これまで、主税局は課税方針を打ち出したことはない。おそらく主税局は旧現先と新現先を峻別し、旧現先は債券売買だが新現先は資金取引である、従って、新現先取引のレポ差額は源泉徴収の対象になる、と判断したものと推測できる。レポ差額に対する課税問題は、この時点から論争が始まった。

(2) 租税特別措置法四二条の二の成立

レポ差額に対する主税局の課税方針が発表されると、内外から課税方針に反対する運動が高まった。まず、アメリカ債券市場協会は一月五日、ニール財務長官に書簡を送り、レポ差額に対する課税方針を決めた日本政府に抗議することを求めている。翌日の六日にはプレスリリースで日本の課税方針に対して抗議のキャンペーンを行っている。実際、アメリカ政府は平成一四年はじめに来日し抗議している。アメリカの主張は、レポ差額に課税するのは国際慣行に反するだけでなく、レポ市場拡大の大きな障害になるというものであった。

国内においても、金融庁は課税方針に反対した。日本の金融機関はアメリカの銀行とレポ取引によってドルを調達しているが、レポ差額に課税されるとアメリカの銀行はレポ取引に応じなくなり、外貨調達が困難になるからである。日本の金融界も課税に反対した。日本版レポは日本固有の極めて複雑な取引の仕組みであり、国際標準のレポ市場の創設が待望されていたからである。新現先取引に課税されると、外国金融機関は日本の市場に参入しなくなり、市場創設の意味が失われるからである。

課税方針に反対の声を反映して、平成一四年四月、財務省はレポ差額に対する課税を二年間の期限付きで非課税扱いとした。すなわち、租税特別措置法四二条の二によって、外国金融機関等による債券現先取引に係わる利子を非課税としたのである。措置法が成立すると同時に、旧現先は新現先に強制移行した。強制移行となったのは、旧現先も新現先も同一の経済機能を果たしていること、また、新現先取引の障害が除去されたからである。

(3) 措置法の推移

措置法四二は、当初、適用期間を二年に限定した非課税措置であった。しかし、期限終了の平成一六年四月に

は適用期間が二年間延長され、平成一八年四月には更に二年間延長され、平成二〇年三月三十一日までとなった。

措置法四二は、適用期間が終了する平成二〇年三月末には、主税局は適用期間の制限を撤廃する予定であった。ところが、図表1でみるように、「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律」によって、適

図表1 非居住者の受取るレボ差額に対する税制改革

平成13年4月	・新現先市場創設
13年11月	・主税局：非居住者の受け取るレボ差額に対する課税方針発表 ・米金融界：レボ取引課税反対声明
14年4月	・外国金融機関等による債券現先取引に係る利子非課税（非居住者の受け取るレボ収益は非課税扱いとする。2年間の租税特別措置、租税特別措置法42条の2） ・旧現先から新現先へ強制移行
16年4月	国債を用いた債券現先取引で、外国金融機関等が受け取る利子についての非課税措置の適用期限を2年延長（平成18年3月31日まで）
18年4月	国債を用いた債券現先取引で、外国金融機関等が受け取る利子についての非課税措置の適用期限を2年延長（平成20年3月31日まで）
20年4月	・「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律」：「特別措置法における平成20年3月31日に期限の到来する租税特別措置法のうちに掲げるものの期限を、暫定的に同年5月31日まで延長する…外国金融機関等の債券現先取引に係わる利子の課税の特例（租税特別措置法第42条の2第1項及び第67条の16第5項関係…）」
20年6月	・「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律」の適用期間が終了すると同時に「所得税法等の一部を改正する法律」によって、非居住者の受取るレボ収益の非課税措置は時限立法ではなく適用期限の制限が撤廃された。 ・「国債を用いた債券現先取引で、外国金融機関等が受け取る利子についての非課税措置の適用期限を撤廃（租税特別措置法第67の16第5項）」
21年4月	平成21年度税制改正の要綱：「六 国際課税 7国内において業務を行う者との間で行う債券現先取引で当該業務に係わるものから生ずる所得は、国内源泉所得である「国内において業務を行う者に対する貸付金で当該業務に係わる利子」に含まれることとする」（平成21年1月23日閣議決定） 所得税法等の一部を改正する法律「六 国際課税（4）外国金融機関等の債券現先取引に係わる利子の課税の特例等について、所要の規定の整備を行うこととする。（租税特別措置法第7条、第42条の2、第67条の11関係）」（平成21年4月1日施行）

用期限は平成二〇年五月三十一日まで延長され、延長期限が終了すると同時に、租税特別措置法第六七の一六で「国債を用いた債券現先取引で、外国金融機関等が受け取る利子についての非課税措置の適用制限を撤廃」することになった。レポ差額に対する非課税措置は臨時の扱いではなく、恒久的な扱いとなった。措置法が期間限定から恒久規定に変更されたのは、後述するレポ訴訟の判決が影響を与えたのかもしれない。

今年度の税制改正はレポ差額に対する課税の改正ではない。改正点は、レポ差額とは如何なる性質の所得なのか、所得の性質を明記したものである。所得の性質を明記しても、非課税措置に変化があるわけではない。しかし、今回の改正では、レポ差額は貸付金の利子であるが非課税とする、というものである。繰り返しになるが、裁判所の判決は貸付金の利子ではないから非課税とすべき、というものであった。非課税とする理論的根拠が全く異なるのである。

そこで、次に、レポ訴訟の推移を振り返ってみることにしたい。

3 「レポ差額は貸付金の利子ではない」——レポ訴訟の判決——

(1) 住友信託銀行に対する源泉徴収義務の告知

平成一四年八月、麹町税務署長は住友信託銀行に対して源泉徴収義務を告知した。住友信託銀行は平成一二年二月から一三年六月まで、外国法人とのレポ取引によってレポ差額を支払ったが、レポ差額は所得税法161条六の貸付金の「利子」に相当するから源泉徴収する、というものである。

住友信託銀行は平成一四年一〇月、レポ差額は利子ではないとして麹町税務署長に異議申立てを行ったが、翌年一月、異議申立ては却下された。そこで、翌二月、東京国税不服審判所に対して、住友信託銀行は審査請求を

行ったが、この請求も平成一七年二月に棄却された。

そこで、平成一七年三月、住友信託銀行は課税庁と国に対して源泉徴収の返還を求める訴状を東京地方裁判所に提出した。そして、レポ取引に関する熱い論争が始まった。以下では、図表2をみながら訴訟の推移を辿ってみる。

(2) 主たる論点

主たる論点は、レポ差額は貸付金の利子に該当するか、この点にあった。課税庁は、経済的実質が重要な判断要素である、と主張する。「レポ取引は金融取引であり、レポ収益は広義の利子に該当する。すなわち、レポ取引は所得税法161条六『貸付金（これに準ずるものを含む）』に該当する。『貸付金』は、租税法独自の見地から決すべきであって、『貸付金』とは、当該期間における信用供与の対価という性質を有する」。

課税庁は、また、リスクコントロール条項等はレ

図表2 レポ差額に対する課税訴訟の推移

平成13年	・新現先市場創設（4月）
13年	・主税局：レポ差額に対する課税方針発表（11月）
14年	・非居住者の受け取るレポ収益の非課税措置、適用期限2年（租税特別措置法第42条の2）（4月） ・旧現先から新現先への強制移行（4月） ・麹町税務署長：住友信託銀行に対する源泉徴収義務の告知（平成11年12月～13年6月分のレポ差額に対する源泉徴収）（8月） ・住友信託銀行：麹町税務署長に異議申立て（10月）
15年	・麹町税務署長：住友信託銀行の異議申立て棄却（1月） ・住友信託銀行：東京国税不服審判所に対して審査請求（2月）
17年	・国税不服審判所：住友信託銀行の審査請求を棄却（2月） ・住友信託銀行：国に対して源泉徴収の返還を求める訴状を東京地方裁判所に提出（3月） ・被告（国・麹町税務署長）：答弁書提出（6月）
19年	・東京地方裁判所の判決：住友信託銀行の請求を認容（4月） ・被告（国・麹町税務署長）：東京高等裁判所へ控訴（4月）
20年	・東京高等裁判所の判決：被告の控訴を棄却（3月） ・被告（国・麹町税務署長）：最高裁判所に上告受理申立て（5月） ・最高裁判所の判定：申立人からの上告受理の申立ては、民訴法318条1項により上告審として受理しない（10月） ・最高裁の判定により被告の敗訴と住友信託銀行の勝訴が確定する

ポ取引が金融取引（貸借）であることの証明だと主張した。マージン・コールは貸借における価格変動リスクを回避するものである、経過利子が債券の売主に帰属することは、買主に所有権が移転せず貸借である証拠である、担保権条項は対象債券を担保とする貸借であることを示す、一括清算条項は信用リスクを最小に留める規定である、スタート取引とエンド取引が一体の単一契約条項はスタート取引が利子を生む元本であることを示している。このように、課税庁はレポ取引の経済実態を強調して、レポ差額は貸付金の利子に該当する、と主張した。

住友信託銀行は、これに対して、経済実態という概念は曖昧であり、所得税法になじまない概念だとする。所得税法上の貸付金は法文で厳格に明記されるべきもので、例えば、割引債の償還差益や為替スワップは経済実態としては利子相当分に該当するが、所得税法上では利子として扱われていないではないか、と反論する。レポ取引は売買と再売買の複合的取引であり、貸借ではなく売買である。旧現先も新現先もレポも等しく、売買と再売買の複合的取引であって債券売買だと主張する。住友信託銀行の主張はレポ差額は貸付金の利子ではない、というのが基本的主張であった。

(3) 裁判所の判決

レポ訴訟は、住友信託銀行の勝訴で終了した。東京高裁の判決文から、論争点の判決内容を簡単に紹介してみる。

①レポ差額は貸付金の利子ではない

・所得税法161条六号にいう「貸付金（これに準ずるものを含む）」について、債務者に対して信用を供与する目的で弁済期日まで一定期間が設けられた金銭債権であり、その金銭債権から果実（利子ないし利息）が発生し

うるとの国・課税庁の主張を採用することはできない。

・レポ取引の性質を検討する場合、レポ取引の基本契約書の沿革をみる必要がある。米国の基本契約書は、米国において、一九八二年に中堅証券会社が倒産し、その清算手続きにおいて、同証券会社が顧客との間で締結していたレポ取引について担保付貸付とする裁判所の判断がされ、レポ取引契約において売主となる者に、相手方が倒産した場合に当該債券を直ちに処分して投下資本を回収することができなくなるリスク、担保の実行手続きという複雑な手続きが必要となるリスク、同手続きが終了するまでの間当該債券の価格変動リスクなどが生じるおそれがでてきたことを受けて、いわゆる倒産隔離を念頭に、統一的な標準契約書として作成されたものである。本件各基本契約の沿革からみても、売買及び再売買という法形式を選択したことに重要な意味があったこと、マージン・コール条項等が整備され、金融的な特徴を生かして一見信用の供与とみられる側面の条項も整備されているが、これは所有権移転構成のもとで精密化されたものである。

・レポ取引には資金調達の面があることは確かであるが、レポ取引には債券の調達に資する面もあり、債券売買市場の流動性の確保も経済機能として有している。金融取引的側面のみを強調し、この観点から「貸付金」に該当するという主張には無理がある。

② リスクコントロール条項などの評価

・マージン・コール・エンド取引の履行を確保するための措置であって、一方が他方に与信し、その返済義務を履行するという性質のものではない。売主にも買主にもマージン・コールの権利を有している。

・経過利子・売主に経過利子が帰属する条項と対象債券の所有権の帰属とは切り離されている。一定の要件のもとで、買主が売主に対して対象証券の収入金相当額を支払うことを定めたもので、債券の所有権が買主に完全

に移転していることと整合するものである。

・担保権条項…レポ取引はローンではないが、ローンとみなされた場合の規定として仮定的に設けられており、レポ取引がその意図した法的構成により解釈されない場合に備えて設けられた条項である。

・一括清算条項…一括清算条項は、当事者間の公平及び債権債務関係の清算の便宜に資するものであって、レポ取引の法的性質は関係がない。

・単一清算条項…倒産等の場合に、管財人によって複数存在する契約関係の一部の履行を迫られることを防止するもの、これをもってレポ取引が売買契約に変容をもたらすものではない。

③裁判所の基本的立場

「本件各基本契約の沿革及びその内容からすれば、本件各基本契約は、倒産隔離を果たすため、契約条項において売買及び再売買によって構成されることを明確に定めたものであって、他方、金融取引の側面があり、それを示唆するような条項の存在によっても、その法的性質を変容させるものとはいえず、本件各レポ取引は、売買・再売買を一つの契約で実行する複合的な性格を有する契約であると解することができる」。

4 二つの疑問

レポ差額については、これまでみてきたように、裁判所の判決と今回の税制改正の内容は全く異なっていたが、なぜ異なるのか、この点は大きな謎であった。レポ差額に対する課税の推移やレポ訴訟推移を振り返ってみると、更に新たな二つの疑問が生じてくる。

ひとつは、租税特別措置法四二は屋上屋を重ねるもので不要ではなかったのか、という疑問である。裁判所の

判決は、旧現先も新現先も国際標準のレポも売買と再売買を一体とした複合的な取引であり本質的に同一のもの、としている。そうであれば、新現先市場が創設された時点で措置法を制定する意味はなく、そもそも措置法は必要な規定ということになる。

主税局の立場からすると、判決とは異なる意味で措置法は不要、ということになる。なぜなら、冒頭に紹介した主税局の解説によると、従来からレポ差額は貸付金の利子として扱われてきた、としているからである。そうであるなら、措置法は屋上屋を架すもの、ということになる。

もう一つの疑問は、なぜ今回の税制改正が必要だったのか、レポ市場の育成にとって必要な措置であったのか、という疑問である。アメリカでも、日本のレポ訴訟と同じ裁判が一九八〇年代にあった。アメリカの裁判所は、レポは売買か貸借か、判断を迫られたのである。裁判所はレポ取引の経済実態を重視してレポは貸借だと判決したが、この判決はレポ市場に決定的な影響を与え、レポ市場は収縮してしまった。というのは、一九七八年に成立した新破産法では自動停止条項が設けられ、相手方倒産の場合、この条項が適用されることになったからである。レポが貸借取引であれば、自動停止条項によって債券の貸し手は担保を処分できなくなる。レポ市場が縮小すると、国債市場も縮小せざるをえない。このため、アメリカの議会は破産法を改正し、チャプターイレブンによってレポは売買とされたのであった。チャプターイレブンによってアメリカのレポ市場は発展していく。レポ市場を育成し発展させるため法律を改正し、裁判所の判決を実質的に無効にしたのである。

日本の場合はどうか。今回の税制改正で非居住者の受け取るレポ差額が課税されるということではない。非課税の論理について、裁判所の判断と異なる判断を示したにすぎない。だが、なぜ、裁判所の判断を覆す必要があったのだろうか。この改正によって、日本のレポ市場が更なる発展をするのだろうか。疑問は深まるばかりであ

る。レポ取引は売買と貸借の二つの性質を持つ複合的な取引である。複合的な性質を持つが故に、対立した論理が生まれてくるのだろうか。

参考文献

- ・財務省主税局「国際課税関係の改正」『平成二二年度税制改正の解説』
- ・拙稿「現先市場の復活と新たな展開」『証券経済研究』四九号 平成一七年三月
- ・東京地方裁判所判決文 平成一九年四月
- ・東京高等裁判所判決文 平成二〇年三月
- ・最高裁判所第三小法廷決定（行ヒ）第二〇九号 平成二〇年一〇月
- ・占部裕典「いわゆるレポ差額が所得税法161条六号の『貸付金（これに準ずるものを含む）』の「利子」に該当しないとされた事例」掲載誌 金判一二九〇号三二頁（LEX/DB文献番号 二八一四〇八六九）

（なかじま まさたか・特別嘱託研究員）